

杉並区におけるいじめの防止対策等の取組について

令和3年12月2日 済美教育センター

	各学校の主な取組	主な実績	教育委員会の主な取組	主な実績																
1 いじめ防止基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策推進法第13条に基づく基本方針は平成26年度に全学校で策定 ○教育委員会の改定を踏まえ平成29年9月に改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校ホームページ等で公表 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめの防止対策推進法第12条に基づく基本方針は平成27年度に策定 ○平成29年3月に国が「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定したことを踏まえ、平成29年9月に改定 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育委員会ホームページ等で公表 																
2 いじめ未然防止等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育や人権教育など、学校の教育活動全体を通して、全ての児童・生徒に「いじめは絶対に許されない。」との理解を促すとともに、豊かな情操や道徳心を育成 ○家庭や地域の方々が児童・生徒と共に参加する道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を通して社会全体で、いじめ問題に取り組む気運等を醸成 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校で年間指導計画等に基づき実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対応マニュアルを策定し、各学校の全教職員に配するとともに、研修等を通して徹底 ○平成29年9月の基本方針改定を受け、いじめ対応マニュアルも改定 ○令和3年度すぎなみ小・中学生未来サミット <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から、小中連携校による取組に変更する ・小中学生が直接関わる機会を設定したり、新型コロナウイルス感染症を考慮して、オンラインによる交流を実施する ・テーマ設定は学校、地域に応じたテーマ設定を行う (例)「地域から愛される学校にするためにはどうしたら良いか」 「あいさつ運動について 互いに認め合い尊重する姿勢を育む」 	<ul style="list-style-type: none"> ○すぎなみ小・中学生未来サミット 新型コロナウイルス感染症対策の関係上、小中学生が対面で意見交換をする機会が減ったものの、オンラインによる交流を行うなど、小中連携校による取組が推進された。 																
3 いじめ早期発見	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員等による児童・生徒のきめ細かな観察の徹底 ○児童・生徒に対して年3回のいじめアンケートを実施 ○児童・生徒に対する相談窓口の周知と家庭との連携推進 ○「SOSの出し方に関する教育」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校のいじめアンケートは、6月、11月、2月に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○全小中学校にスクールカウンセラーを配置 ○区独自のいじめ電話相談窓口として、平成25年度から「すぎなみいじめ電話レスキュー」を運用 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ電話レスキュー対応件数 <table border="1"> <tbody> <tr><td>平成25年度</td><td>27件</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>44件</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>41件</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>56件</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>49件</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>42件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>25件</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>14件</td></tr> </tbody> </table> 	平成25年度	27件	平成26年度	44件	平成27年度	41件	平成28年度	56件	平成29年度	49件	平成30年度	42件	令和元年度	25件	令和2年度	14件
平成25年度	27件																			
平成26年度	44件																			
平成27年度	41件																			
平成28年度	56件																			
平成29年度	49件																			
平成30年度	42件																			
令和元年度	25件																			
令和2年度	14件																			
4 いじめ事案対処の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ（疑いがある場合も含む）を認知した際の対応 <ol style="list-style-type: none"> ①管理職への報告 ②校内委員会の開催 ③事実確認及び組織的対応 ④経過観察 ○適宜、教育委員会と連携して対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○区立小中学校におけるいじめの認知件数及び解消件数等は、別紙のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度から済美教育センターに教育SAT（スクール・アシスト・チーム）を編成し、いじめ問題を含む、事件・事故の際の対応相談や出張対応などにより、学校の取組を支援 ※教育SATは、指導主事、元校長、スクールソーシャルワーカー等で編成 ○いじめの被害者及び加害者に対し、必要に応じて、関係機関との連携やスクールソーシャルワーカー等の専門職の派遣等を通して、心のケアを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育SATの対応実績 <table border="1"> <tbody> <tr><td>平成26年度</td><td>25件</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>23件</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>27件</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>23件</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>24件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>43件</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>19件</td></tr> </tbody> </table> 	平成26年度	25件	平成27年度	23件	平成28年度	27件	平成29年度	23件	平成30年度	24件	令和元年度	43件	令和2年度	19件		
平成26年度	25件																			
平成27年度	23件																			
平成28年度	27件																			
平成29年度	23件																			
平成30年度	24件																			
令和元年度	43件																			
令和2年度	19件																			

令和2年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について

東京都教育委員会が、毎年ふれあい月間（6・11月）として、全小中学校に対して行ういじめの状況調査に加え、杉並区教育委員会が毎年2月に独自に行う都と同様の項目による調査を合算した数値を報告する。

1 いじめについて（4月～2月） ※令和2年度から4月～3月までのデータを集計

年度	小学校			中学校			合計		
	認知学校数 (認知率)	認知件数 (件)	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)	認知学校数 (認知率)	認知件数	解消件数 (解消率)
26年度	37 (88.1%)	328	280 (85.4%)	22 (95.7%)	149	129 (86.6%)	59 (90.8%)	477	409 (85.7%)
27年度	39 (95.1%)	318	275 (86.5%)	20 (87.0%)	179	164 (91.6%)	59 (92.2%)	497	439 (88.3%)
28年度	41 (100%)	1,507	1,332 (88.4%)	22 (95.7%)	221	198 (89.6%)	63 (98.4%)	1,728	1,530 (88.5%)
29年度	41 (100%)	1,753	1,603 (91.4%)	20 (87.0%)	232	199 (85.8%)	61 (95.3%)	1,985	1,802 (90.8%)
30年度	41 (100%)	3,105	2,917 (93.9%)	23 (100%)	246	215 (87.4%)	64 (100%)	3,351	3,132 (93.5%)
元年度	41 (100%)	2,748	2,540 (92.4%)	22 (95.7%)	209	185 (88.5%)	63 (98.4%)	2,957	2,725 (92.1%)
2年度	38 (95%)	1,271	1,159 (91.1%)	20 (86.9%)	111	96 (86.5%)	58 (92.1%)	1,382	1,255 (90.8%)

※いじめ解消の判断基準

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月を目安）継続していること
- ・被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

【主な特徴】

- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間や分散登校期間において、担任による各家庭及び児童・生徒への個別連絡や、スクールカウンセラーによる個別面談等を実施するなど、学校に相談しやすい環境づくりを行った。
- ・令和2年度は、小中学校ともにいじめの認知件数が大幅に減少した。また、合計認知件数は9割の解消率を維持できた。

【今後の主な対応】

- ・教育委員会では、管理職や生活指導担当教員等、校内対応をコーディネートする者を対象とした研修の内容を充実させ、学校では、早期からの組織的な対応、関係機関等との連携による対応等の徹底を図る。
- ・特に、近年では児童・生徒がスマートフォン等を通じてSNSを利用する機会が増加する傾向にあり、SNSによる「インターネット上のいじめ」が増加することが予想される。今後、教育委員会では情報モラルの指導に関する研修を実施し、各学校では指導計画やSNSルールを作成することで、情報モラル教育の一層の充実を図る。
- ・学校では、早期発見につなげる取組として、アンケート調査以外にも、安心して相談できる体制づくりや校内環境づくりを進めることで学校の教育相談体制の充実を図る。